

仕 様 書

1. 委託業務名

五島市空き家バンク運営業務委託

2. 委託業務期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日

3. 事業目的

本業務は、五島市内における空き家を有効に活用し、本市への移住定住を促進するために運営している「五島市空き家バンク」（以下「空き家バンク」という）の運営業務の一部を民間事業者へ委託し、空き家の有効活用を円滑に推進するために実施する。

4. 委託業務の内容

(1) 相談拠点の設置

空き家バンク登録希望者や空き家バンク利用希望者からの相談や訪問に対応できる場所・空間を提供する。

相談に対応するための電話及びメールアドレスを設ける。

場所については、五島市内のアクセスの良い場所とする。

開所時間は、午前10時～午後2時までのコアタイムを含む7時間とし、週5日開所する。

(2) 空き家バンク登録業務

①空き家物件の空き家バンクへの登録及び登録促進

②五島市地域協働課へ調査票及び写真データの提出

③空き家バンク登録物件の掘り起こし（情報発信含む）

④所有者や利用者に対して家財等の処分に係るアドバイス

(3) 相談対応

①空き家バンク利用希望者からの問い合わせ対応及び物件案内

（土曜日、日曜日、祝日の対応も含めた柔軟な対応）

②空き家バンク利用希望者への空き家バンク物件情報の提供

③相談カルテの作成（相談内容・処置・経過の記録）

ア. 本業務で受けた相談は、すべて相談カルテに記録すること。相談カルテの様式は市から受託者へ提供する。

イ. 相談カルテは、翌営業日までに五島市地域協働課へデータで提出すること。

(4) その他

①市外からの空き家バンク利用希望者への移住関連情報の提供

②市内不動産事業者との連携（情報共有）

5. 委託料

上限7,047,200円とする（消費税及び地方消費税相当額を含む）

※この金額は契約額等を示すものではない。

6. 支払方法

委託契約締結後、双方の協議により定めることとする。

7. 協議

本仕様書に記載されていない事項については、双方の協議により定めることとする。

8. その他

①本業務の受託者である立場を利用して、優先的に空き家物件を購入または賃貸した場合、物件の契約日に遡って本業務の委託契約を解除する。

②受託者は、本委託業務に関して知り得た情報を他に漏らし、又は委託業務以外の目的に使用してはならない。本委託業務終了後又は委託契約が解除された後においても同様とする。